証券コード　7190
2020年３月６日

株　主　各　位

東京都千代田区内幸町一丁目３番３号
株式会社マーキュリアインベストメント
代表取締役　豊　島　俊　弘

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年３月25日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年3月26日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
２．場　　所　東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパルク東京　５階　「瑞雲」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第15期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　法令及び当社定款第15条の規定に基づき、連結注記表及び個別注記表については、インターネット上のウェブサイト（http://www.mercuria.jp/）に掲載しており、本招集ご通知には記載しておりません。
　従いまして、本招集ご通知は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.mercuria.jp/）に掲載させていただきます。
　株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税の影響もありながら、企業収益の好調な推移や雇用及び所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が続いております。一方で、米国を中心とした通商政策の動向や英国のEU離脱問題などの今後の政治動向､不安定な国際情勢による地政学リスクの存在、金融資本市場の影響など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような環境の下で、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を中心に組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（バイアウト１号ファンド）」における既存投資先事業会社の運用は順調であり、一部投資先事業会社については投資回収を行いました。また、当社が設立時より管理運営を行う「あすかDBJ投資事業有限責任組合（グロース１号ファンド）」では投資回収が順調に進んだことなどによる成功報酬を計上しました。

新たなファンドとしては、伊藤忠商事株式会社とともに不動産・物流分野におけるテクノロジーによる成長を支援する「マーキュリア・ビズテック投資事業有限責任組合」を組成し、新規投資も順調に行っております。

また、安定的なキャッシュ・フロー収入が期待できる資産に対するファンド投資を通じ、金融商品として一定のキャッシュ・フローを投資家へ提供することを目的に、航空機リースファンドを組成するとともに、伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社などの事業パートナーと共同で組成した「エネクス・インフラ投資法人」が東京証券取引所のインフラファンド市場へ上場しました。タイ不動産開発プロジェクトへの先行投資も早期回収を行い、新たにタイメザニンファンドを組成しました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は4,718百万円（前連結会計年度比14.5%増）、営業利益は1,856百万円（前連結会計年度比12.3%減）、経常利益は1,800百万円（前連結会計年

度比13.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,245百万円（前連結会計年度比11.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

重要な事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より1,300百万円の調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (2016年12月期)	第 13 期 (2017年12月期)	第 14 期 (2018年12月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
営業収益(千円)	2,520,649	4,224,102	4,121,830	4,718,325
経常利益(千円)	1,248,179	2,207,739	2,083,211	1,800,260
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	854,416	1,489,618	1,410,826	1,244,567
１株当たり当期純利益（円）	70.54	107.52	81.69	71.98
総資産(千円)	5,603,227	13,103,030	14,120,843	15,504,211
純資産(千円)	5,112,834	10,588,751	12,182,308	12,743,037
１株当たり純資産（円）	363.32	605.13	664.53	703.99

(注) 1．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2．第14期より株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、１株当たり当期純利益の算定に用いられた期中平均発行済株式総数及び１株当たり純資産の算定に用いられた期末発行済株式総数から控除しております。

3．当社は2016年８月１日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を、2017年１月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。そのため、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (2016年12月期)	第 13 期 (2017年12月期)	第 14 期 (2018年12月期)	第 15 期 (当事業年度) (2019年12月期)
営　業　収　益(千円)	1,145,580	3,121,003	2,989,986	2,901,945
経　常　利　益(千円)	389,306	1,710,084	1,785,094	2,160,205
当　期　純　利　益(千円)	316,117	1,193,886	1,308,535	1,740,130
1株当たり当期純利益（円）	26.10	86.17	75.77	100.63
総　資　産(千円)	4,066,195	10,489,104	10,941,792	13,436,647
純　資　産(千円)	3,619,009	8,759,738	9,791,926	10,937,183
1株当たり純資産（円）	263.74	508.19	564.61	632.87

(注) 1．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2．第14期より株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定に用いられた期中平均発行済株式総数及び1株当たり純資産の算定に用いられた期末発行済株式総数から控除しております。
3．当社は2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算出しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Spring Asset Management Limited	HK$ 9,000千	90.2%	投資運用事業
MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd.	RMB 828千	100.0	投資運用事業
ADC International Ltd.	51,537千円	100.0	投資運用事業

（注） 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

⑷ 対処すべき課題

(1)経営方針

当社グループは、国境や既成概念などの枠組みにとらわれずに挑戦する「クロスボーダー」を基本コンセプトに、あらゆる垣根を超え、日本の強みを基盤として世界に広がる成長分野や成長可能性への投資を中心に、産業界・投資業界の幅広いネットワークを通じ、ユニークな投資機会を見出すことを目的としております。

(2)中長期的な経営戦略及び目標とする経営指標

当社グループは、東京証券取引所への上場時及び市場変更時の新株発行により調達した自己投資資金を活用し、新たにバイアウト投資戦略及びキャッシュ・フロー投資戦略を策定するとともに、当該投資戦略に基づく新規ファンドを組成することで、マルチストラテジーのファンド運用会社の基盤を確立してまいりました。

当該実績を踏まえ、2019年以降の５年間は、①上場前後に組成した基幹ファンドからの成功報酬の最大化を図るとともに、②新ファンド組成による管理報酬の底上げを図る期間と位置付け、５年後の最終連結会計年度において、成長性の観点から５年平均当期純利益を、安定性の観点から自己資本をそれぞれ目標経営指標と掲げております。

(3)対処すべき課題

①投資戦略に基づく事業企画

当社グループは、国内外投資家の資金を投資事業組合等のファンドを通じて運用を行うファンド運用事業を主たる事業としておりますので、ファンド組成に先立ち投資家にとって魅力的な事業企画を行うことが重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、当社グループではクロスボーダーをコンセプトとし、外部環境に応じた、Ⅰ成長投資戦略、Ⅱバリュー投資戦略、Ⅲバイアウト投資戦略、Ⅳ不動産投資戦略、Ⅴキャッシュ・フロー投資戦略に基づく事業企画による新しい投資分野の開拓を行うことで、投資家のニーズに沿ったより魅力的なファンドを組成することを目指していく方針です。

②投資家層の拡大による新規ファンド組成

ファンド運用事業では、ファンドにおける国内外の投資家からの資金調達が重要な収益の源泉となりますので、上記事業企画に基づき組成したファンドにおいて、投資家層を拡大することが重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、投資家に対して各種投資戦略に基づく組成ファンドの魅力をより強固に伝えるべく、営業部門と運用部門が一体となった投資家リレーションを確立すること、当社グループ及び主要事業パートナーによる先行投資及びセイムボート投資を行うことにより投資家にとっての投資環境を整えること、必要に応じて人材を適時に採用し、投資家とのコミュニケーションをより強化することで、投資家層の拡大を行っていく方針です。

③成功報酬の最大化を目指す既存ファンド運営

ファンド運用事業に係る収益は、運用資産の残高と報酬料率に応じて生じる管理報酬と、運用実績の良否によって変動する成功報酬に区分されます。管理報酬については、上記の通り、投資戦略に基づく事業企画、新規投資家層の拡大による新規ファンド組成により、更なる収益基盤の拡大を図りますが、継続的に成長するためには、新たな管理報酬の獲得に加えて、既存運用ファンドにおける成功報酬の最大化が重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、当社グループでは、外部環境や運用資産の状況に応じた適切な人材配置を行い、運用資産を適切に管理運営することで、成功報酬の最大化を図っていく方針です。

また、今後は地政学リスク等によりマクロ環境が大きく変わる可能性もありますので、各種投資戦略に基づくファンド運営に際しては、地政学リスク等に対して更なる留意が必要であると認識しております。

④内部管理体制の強化

現在、当社グループの内部管理体制は会社規模に応じた適正なものとなっております。

今後の事業拡大を見据え、業務運営の効率化、上場会社及び金融商品取引業者としての法令遵守、リスク管理、投資家とのコミュニケーションを図るためのＩＲ機能の充実を目的とした内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、必要に応じて人材を適時に採用し、社内教育を充実させ内部管理体制の強化に努めることにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行っていく方針です。

⑸ **主要な事業内容**（2019年12月31日現在）

事業区分	事業内容
ファンド運用事業	投資事業組合等のファンドを組成し、国内外投資家から資金調達、投資対象の発掘、投資対象への投資実行、投資対象のモニタリング、投資対象の売却等による投資回収等のファンド運用を行っております。
自己投資事業	主に当社グループが管理運営を行うファンドに対して自己投資を行っております。

⑹ **主要な営業所**（2019年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区

② 子会社

会社名	所在地
Spring Asset Management Limited	Hong Kong, China
MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd.	Beijing, China
ADC International Ltd.	Cayman Islands
合同会社イズミ	東京都千代田区
一般社団法人イズミ	東京都千代田区
ゲートシティBKK1匿名組合	東京都港区
Mercuria SPV Co.,Ltd.	Bangkok, Thailand
China Fintech L.P.	Cayman Islands
CF Focus Limited	Cayman Islands
ZKJ Focus Limited	Cayman Islands
互金（蘇州）投資管理有限公司	Suzhou, China
MIC International Limited	Cayman Islands
SR Target, L.P.	Cayman Islands

⑺ **使用人の状況**（2019年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
全社（共通）	57（1）名	2名増

（注） 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者（人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41（1）名	1名増	41歳	3.6年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者（人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2019年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,202,500千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2019年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　45,000,000株
② 発行済株式の総数　17,606,500株
③ 株主数　4,456名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本政策投資銀行	4,200,000株	23.85%
伊藤忠商事株式会社	2,426,000株	13.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	904,700株	5.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	640,700株	3.64%
GOLDMAN SACHS& CO. REG	608,300株	3.45%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	582,463株	3.31%
三井住友信託銀行株式会社	582,000株	3.31%
豊島俊弘	526,400株	2.99%
合同会社ユニオン・ベイ	424,000株	2.41%
志野文哉	332,800株	1.89%

（注）1．持株比率は自己株式（111株）を控除して計算しております。
2．当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が140,400株増加しております。
3．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の持株数のうち、325,600株は株式報酬制度の信託財産であり、連結計算書類において自己株式として表示しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		2015年３月31日定時株主総会
新株予約権の数		197個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　118,200株 （新株予約権１個につき600株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　186,600円 （１株当たり　311円）
権利行使期間		2017年12月１日から 2025年３月31日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　197個 目的となる株式数　118,200株 保有者数　2名

（注）新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ）権利行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。

ロ）当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができるものとする。

ハ）その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	豊島俊弘	CEO（最高経営責任者） Spring Asset Management Limited Director MIBJ Consulting(Beijing) Co.,Ltd. Director
取締役	石野英也	COO（最高執行責任者）　資産投資部長 Spring Asset Management Limited Director MIBJ Consulting(Beijing) Co.,Ltd. Director ADC International Limited Director MIC International Limited Director 一般社団法人イズミ職務執行者
取締役	小山潔人	CIO（最高投資責任者）　事業投資部長
取締役	黒田弘太郎	株式会社日本政策投資銀行　企業投資部調査役
取締役	船木修	伊藤忠商事株式会社　建設第二部長
取締役	岡橋輝和	セイコーホールディングス株式会社　顧問 株式会社インフォマート　社外取締役 山九株式会社　社外取締役
取締役	佐々木敏夫	中央不動産株式会社　顧問
常勤監査役	石堂英也	
監査役	江川武	
監査役	増田健一	アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー 株式会社ブリヂストン　社外取締役 ライフネット生命保険株式会社　社外監査役 あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社　社外監査役

（注）1．取締役　黒田弘太郎氏、船木修氏、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏は、社外取締役であります。
2．常勤監査役　石堂英也氏及び監査役　江川武氏及び増田健一氏は、社外監査役であります。
3．常勤監査役　石堂英也氏及び監査役　江川武氏は、金融機関にて長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役　増田健一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5．当社は、岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏、石堂英也氏、江川武氏及び増田健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．2019年３月28日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役の関口淳氏は任期満了により退任し、社外取締役の船木修氏が新たに選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　数（名）	報酬等の額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			
			基本報酬	業績連動型現金報酬	株式報酬	役員賞与
取締役 （うち社外取締役）	5 (2)	349,789 (10,560)	105,789 (10,560)	64,000 (-)	49,890 (-)	130,110 (-)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	20,556 (20,556)	20,556 (20,556)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 （うち社外役員）	8 (5)	370,345 (31,116)	126,345 (31,116)	64,000 (-)	49,890 (-)	130,110 (-)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、2018年３月29日開催の第13回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち、社外取締役分は年額100百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、2016年８月８日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

４．株式報酬のために拠出する金銭の上限は、2018年３月29日開催の第13回定時株主総会において、2018年12月31日で終了する事業年度から2020年12月31日で終了する事業年度までの３事業年度を対象として300百万円、株式等の総数は210,000株（１事業年度あたり70,000株）以内と決議いただいております。

５．取締役の支給人員は、無報酬の取締役３名を除いております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ニ．取締役及び監査役の報酬等の決定方針等

当社では役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬限度額の範囲内において、経営内容、マーケット水準、実績等及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

その決定方法は、取締役の報酬は株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において取締役会で決定し、必要に応じて社外取締役及び社外有識者が過半を占める報酬委員会で決定しております。監査役の報酬は株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において監査役の協議により決定することとしております。

取締役（社外取締役を除く）の役員報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型現金報酬、株式報酬及び役員賞与によって構成されています。

１．基本報酬

各役員の役職毎の職責の大きさに応じて固定報酬として支給します。

２．業績連動型現金報酬

取締役の業績連動型の現金報酬は、取締役の報酬と当社の業績との連動性をより明確にし、取締役が業績の向上に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の業績及び各取締役の役職に応じたポイントをもとに定められた算式によって計算されます。

３．株式報酬

株式報酬は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

４．役員賞与

当社が管理運営を行うファンドから成功報酬を受領した際には、成功報酬への貢献度に応じて、各役員に対して相当と判断される水準の役員賞与が支給される場合があります。

なお、社外取締役及び監査役の役員報酬は、職責に鑑み基本報酬のみで構成されています。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役黒田弘太郎氏は、株式会社日本政策投資銀行の企業投資部調査役であります。同社は当社の発行済株式の23.85％を有する主要株主であります。

・取締役船木修氏は、伊藤忠商事株式会社の建設第二部長であります。同社は当社の発行済株式の13.78％を有する主要株主であります。

・取締役岡橋輝和氏は、セイコーホールディングス株式会社の顧問、株式会社インフォマートの社外取締役及び山九株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役佐々木敏夫氏は、中央不動産株式会社の顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役増田健一氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー、株式会社ブリヂストンの社外取締役、ライフネット生命保険株式会社の社外監査役及びあすかコーポレイトアドバイザリー株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役　黒　　田　　弘太郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関での経験に基づき取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　船　　木　　修	2019年３月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち９回に出席いたしました。出席した取締役会において、商社での経験に基づき取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　岡　　橋　　輝　　和	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　佐々木　　敏　　夫	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　石　　堂　　英　　也	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関での経験に基づき主に財務・会計面において質問・発言を行っております。
監査役　江　　川　　武	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関での経験に基づき主に財務・会計面において質問・発言を行っております。
監査役　増　　田　　健　　一	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地に基づき主に法律面において質問・発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任　あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,017千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査業務以外の業務である税務アドバイザリー業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人（以下あわせて「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び取締役会は、法令遵守が当社グループの経営における最重要課題のひとつであることを認識し、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款等に適合するための基本方針として、企業行動規範を定める。

ロ．取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

ハ．取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程等に従い、担当業務を執行する。

ニ．監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、「監査役監査基準」及び「監査役会規則」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

ホ．コンプライアンス統括役員、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、コンプライアンス関連諸規程を整備した上で、「コンプライアンスプログラム」を策定及び実施し、コンプライアンス態勢の充実に努める。

ヘ．業務執行に係る部署より独立した内部監査部署を設置し、当該部署は「内部監査規程」等に則り、業務全般に関し法令及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き等につき監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。

ト．役職員の不正行為については、「内部通報規程」に基づき、内部及び外部窓口（それに準ずる窓口を含む）を設置することにより、役職員からの通報又は相談を受けることにより、不正行為の早期発見と是正を行う。

チ．反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその組織に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、関連規程を整備し、情報管理責任者を定めるとともに、適切に保存・管理し、取締役及び監査役はいつでもこれを閲覧することができる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．業務執行に係るリスクをトータルに認識及び評価し、適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」に基づき、全社的なリスク管理体制を整備する。

ロ．不測の事態に備え、「危機管理規程」に基づく危機管理体制を整備するとともに、かかる事態が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害の最小化に努める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、定例の取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

ロ．経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は受託事項を決定するほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に審議する。

ハ．取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制にかかる諸規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．取締役会は、企業行動規範を制定し、当社グループとしての業務の適正を確保する。

ロ．代表取締役及び業務執行取締役は、子会社の業務の規模や特性に応じて、その業務を適正に管理し、法令遵守、リスク管理等の観点から適切な措置をとる。

ハ．子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が「関係会社管理規程」に従い、子会社の指導、育成に努めるとともに、以下に掲げる体制が適切に確立するよう必要な措置をとる。

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用を行い、その有効性を継続的に評価するとともに、必要に応じて是正措置を講じる。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役から監査の職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議し、必要な補助使用人を設置する。

ロ．補助使用人を設置した場合は、当該使用人の取締役からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人は監査役の職務を補助するにあたり監査役の指揮命令に服し、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等については監査役の同意を得る。

⑧　当社グループの役職員が監査役に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社グループの役職員は、必要に応じて業務の執行状況その他必要な情報を、直接又は間接の方法により、当社監査役に報告する。

ロ．当社グループの役職員は、当社グループの信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項等又はそのおそれのある事項等を発見した場合にあっては、直接又は間接の方法により、当社監査役に対して当該事項を報告する。

ハ．監査役は、その職務の執行に必要な事項について、当社グループの役職員に対して直接又は間接の方法により随時報告を求めることができる。

ニ．監査役に対して前３項における報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じる費用等に関して、監査役から前払い又は償還の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会に出席する他、その他重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

ロ．代表取締役は、監査役と定期的に又は監査役の求めに応じて意見交換を行うとともに、監査役が会計監査人と意見交換を行う機会を確保する等、監査役の監査環境の整備に協力する。

ハ．内部監査部署は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査の監査結果等について定期的に又は監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　コンプライアンスについて

全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるために、入社時の研修の他、全役職員を対象として、インサイダー取引防止等、コンプライアンスに関する研修を適宜実施いたしました。また、内部監査部は、グループ会社を含む各部門の職務執行状況を把握し、法令・定款・規程に準拠して適正に業務が行われているかを監査し、取締役会に報告しております。監査役及び会計監査人との間でも情報を共有しており、監査の品質向上のための意見交換も実施しております。

②　リスク管理について

当社では、「リスク管理規程」を制定し、当社の経営に対してリスクを与えるあらゆる事象を管理することにより、事業の継続・安定的発展を確保していくこととしています。リスクが顕在化したことが認識された場合、リスク管理統括責任者であるコンプライアンス部長及び各部のリスク管理責任者により初期対応を行った上で、コンプライアンス委員会において対応及び再発防止策の策定を行うこととしています。顕在化したリスクが経営上の危機に該当する場合は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役を本部長とする危機対策本部を設置し、経営上の危機の解決・克服又は回避のために全力を尽くすこととしております。

③　取締役の効率的な職務執行体制について

当社では、毎月１回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催いたしました。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、経営会議において、取締役会への付議事項や重要な事項、業務の執行状況等について協議しております。

④　グループ会社の管理について

グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を定めており、関係会社を管轄する資産投資部もしくは事業投資部において管理体制を整備し、統括しております。グループ会社間では、相互に独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、統一された経営理念と基本戦略に従って、当社グループ全体の業績の向上に努めております。

⑤　監査役監査体制について

監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することや必要に応じ稟議書・契約書等の重要な文書及び会計情報を適宜閲覧できる等、その体制を整備しております。また、監査役は、内部監査部及び会計監査人から定期的に報告を受ける他、当社及び子会社の取締役・使用人から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受け、監査の実効性を高めております。

４．会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、大量株式取得行為のうち当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

（2019年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**14,784,841**	**流動負債**	**2,039,342**
現金及び預金	3,551,409	1年内返済予定の長期借入金	1,202,500
営業未収入金	253,683	未払金	227,331
営業投資有価証券	10,384,737	未払費用	168,279
営業貸付金	430,109	未払消費税等	17,873
立替金	109,100	未払法人税等	375,759
その他	55,803	その他	47,601
固定資産	**719,371**	**固定負債**	**721,832**
有形固定資産	**122,916**	役員退職慰労引当金	105,000
建物	117,103	役員株式報酬引当金	87,307
工具、器具及び備品	5,813	従業員株式報酬引当金	3,750
無形固定資産	**10,243**	退職給付に係る負債	87,320
ソフトウエア	904	長期未払金	349,094
のれん	9,339	長期預り金	11,814
投資その他の資産	**586,211**	その他	77,547
投資有価証券	282,685	**負債合計**	**2,761,175**
敷金及び保証金	56,528	（純資産の部）	
繰延税金資産	246,666	**株主資本**	**12,398,824**
その他	332	**資本金**	**3,020,087**
		資本剰余金	**3,105,517**
		利益剰余金	**6,572,656**
		自己株式	**△299,437**
		その他の包括利益累計額	**△233,321**
		その他有価証券評価差額金	**△35,033**
		為替換算調整勘定	**△198,288**
		新株予約権	**702**
		非支配株主持分	**576,832**
		純資産合計	**12,743,037**
資産合計	**15,504,211**	**負債・純資産合計**	**15,504,211**

連結損益計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**4,718,325**
営業原価		**983,066**
営業総利益		**3,735,259**
販売費及び一般管理費		**1,879,066**
営業利益		**1,856,193**
営業外収益		
受取利息	1,014	
賃貸料収入	1,747	
その他	152	2,913
営業外費用		
支払利息	27,809	
為替差損	18,360	
融資関連費用	11,970	
その他	706	58,846
経常利益		**1,800,260**
特別損失		
固定資産除却損	222	222
税金等調整前当期純利益		**1,800,037**
法人税、住民税及び事業税	600,038	
法人税等調整額	△76,680	523,359
当期純利益		**1,276,679**
非支配株主に帰属する当期純利益		32,111
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,244,567**

連結株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,997,886	3,063,784	5,642,491	△149,736	11,554,425
当連結会計年度変動額					
新株の発行	22,201	22,201			44,402
剰余金の配当			△314,388		△314,388
親会社株主に帰属する当期純利益			1,244,567		1,244,567
子会社等の持分変動による増減		19,532	△15		19,517
自己株式の取得				△149,700	△149,700
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	22,201	41,733	930,165	△149,700	844,399
当連結会計年度末残高	3,020,087	3,105,517	6,572,656	△299,437	12,398,824

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	123,219	△154,495	△31,275	1,440	657,718	12,182,308
当連結会計年度変動額						
新株の発行						44,402
剰余金の配当						△314,388
親会社株主に帰属する当期純利益						1,244,567
子会社等の持分変動による増減						19,517
自己株式の取得						△149,700
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△158,252	△43,793	△202,046	△738	△80,886	△283,670
当連結会計年度変動額合計	△158,252	△43,793	△202,046	△738	△80,886	560,729
当連結会計年度末残高	△35,033	△198,288	△233,321	702	576,832	12,743,037

貸借対照表

（2019年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**12,673,598**	**流動負債**	**1,855,178**
現金及び預金	2,709,439	1年内返済予定の長期借入金	1,202,500
営業未収入金	85,506	未払金	227,301
営業投資有価証券	9,274,519	未払費用	117,413
営業貸付金	430,109	未払消費税等	19,070
立替金	109,337	未払法人税等	275,730
前払費用	34,304	預り金	13,165
その他	30,384	**固定負債**	**644,285**
固定資産	**763,048**	役員退職慰労引当金	105,000
有形固定資産	**10,738**	役員株式報酬引当金	87,307
建物	5,818	従業員株式報酬引当金	3,750
工具、器具及び備品	4,920	退職給付引当金	87,320
無形固定資産	**850**	長期未払金	349,094
ソフトウエア	850	長期預り金	11,814
投資その他の資産	**751,460**	**負債合計**	**2,499,464**
投資有価証券	9,250	（純資産の部）	
関係会社株式	439,903	**株主資本**	**10,967,989**
敷金及び保証金	41,154	**資本金**	**3,020,087**
繰延税金資産	260,820	**資本剰余金**	**2,990,087**
長期前払費用	332	**資本準備金**	**2,990,087**
		利益剰余金	**5,257,251**
		その他利益剰余金	**5,257,251**
		繰越利益剰余金	**5,257,251**
		自己株式	**△299,437**
		評価・換算差額等	**△31,507**
		その他有価証券評価差額金	**△31,507**
		新株予約権	**702**
		純資産合計	**10,937,183**
資産合計	**13,436,647**	**負債・純資産合計**	**13,436,647**

損 益 計 算 書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**2,901,945**
営業原価		**59,558**
営業総利益		**2,842,387**
販売費及び一般管理費		**1,552,639**
営業利益		**1,289,748**
営業外収益		
受取利息	833	
受取配当金	908,724	
その他	1,769	911,326
営業外費用		
為替差損	21,308	
融資関連費用	11,970	
支払利息	7,592	40,870
経常利益		**2,160,205**
特別利益		
関係会社株式売却益	18,222	18,222
特別損失		
固定資産除却損	222	222
税引前当期純利益		**2,178,205**
法人税、住民税及び事業税	505,480	
法人税等調整額	△67,405	438,075
当期純利益		**1,740,130**

株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,997,886	2,967,886	2,967,886	3,831,508	3,831,508	△149,736	9,647,544
当期変動額							
新株の発行	22,201	22,201	22,201				44,402
剰余金の配当				△314,388	△314,388		△314,388
当期純利益				1,740,130	1,740,130		1,740,130
自己株式の取得						△149,700	△149,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	22,201	22,201	22,201	1,425,742	1,425,742	△149,700	1,320,444
当期末残高	3,020,087	2,990,087	2,990,087	5,257,251	5,257,251	△299,437	10,967,989

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	142,942	142,942	1,440	9,791,926
当期変動額				
新株の発行				44,402
剰余金の配当				△314,388
当期純利益				1,740,130
自己株式の取得				△149,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△174,449	△174,449	△738	△175,187
当期変動額合計	△174,449	△174,449	△738	1,145,257
当期末残高	△31,507	△31,507	702	10,937,183

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月13日

株式会社マーキュリアインベストメント
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　島　浩一郎　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　井　貴　志　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社マーキュリアインベストメントの2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーキュリアインベストメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月13日

株式会社マーキュリアインベストメント

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　島　浩一郎　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　井　貴　志　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社マーキュリアインベストメントの2019年１月１日から2019年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０１９年１月１日から２０１９年１２月３１日までの第１５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月19日

株式会社マーキュリアインベストメント監査役会

常勤監査役（社外監査役） 石　堂　英　也 ㊞

監　査　役（社外監査役） 江　川　　武 ㊞

監　査　役（社外監査役） 増　田　健　一 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第15期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金19円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は334,521,391円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年３月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款の一部変更の件

１．提案の理由

当社事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして事業内容を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２条　（目的） （条文省略）	第２条　（目的） （現行どおり）
1.～15.（条文省略）	1.～15.（現行どおり）
（新　　設）	16. 自然エネルギー等による発電、電気及び熱の供給並びに販売
（新　　設）	17. 自然エネルギーによる発電に係る設備の設置、売買、運用及び保守管理業務等
（新　　設）	18. 自然エネルギー等に関する各種イベントの企画・制作・運営業務等
（新　　設）	19. 自然エネルギー等に関する調査研究及び情報提供等
16. 上記各号に付帯する一切の業務	20. 上記各号に付帯する一切の業務

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	とよしまとしひろ 豊島俊弘 （1962年９月20日）	1985年４月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2001年８月 世界銀行入行 2004年10月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2005年10月 当社 取締役就任 2008年10月 当社 代表取締役就任（現任） 2011年８月 MIBJ Consulting（Beijing）Co., Ltd. Director就任（現任） 2013年１月 Spring Asset Management Limited Director就任（現任）	950,400株
2	いしのひでや 石野英也 （1963年９月16日）	1986年４月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現シティグループ証券株式会社）入社 2000年４月 スパイラルスター株式会社入社 2001年４月 ハローネットワークアジア株式会社代表取締役副社長就任 2003年６月 スターキャピタルパートナーズ株式会社取締役就任 2004年３月 スポーツバンガード株式会社取締役副社長就任 2008年６月 当社 入社 2010年３月 当社 取締役就任（現任） 2011年８月 MIBJ Consulting（Beijing）Co., Ltd. Director就任（現任） 2011年９月 ADC International Limited Director就任（現任） 2013年４月 Spring Asset Management Limited Director就任（現任） 2014年12月 一般社団法人イズミ 職務執行者就任（現任） 2018年１月 MIC International Limited Director就任（現任）	326,400株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	こやまきよと 小山 潔人 （1966年2月19日）	1990年４月　日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2008年９月　当社 取締役就任（現任） 2014年６月　株式会社日本政策投資銀行 企業投資部部長 2016年７月　当社 転籍	48,400株
4	※ とみたやすゆき 富田 康之 （1976年５月26日）	1999年４月　日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2014年６月　DBJアセットマネジメント株式会社 投資運用部課長 2015年４月　同社 投資運用部部長 2019年６月　株式会社日本政策投資銀行 企業投資部課長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社日本政策投資銀行 企業投資部課長	－
5	ふなきおさむ 船木 修 （1966年６月21日）	1990年４月　伊藤忠商事株式会社入社 2006年４月　同社 大阪建設部大阪建設第二課長 2007年４月　同社 建設第一部建設第二課長 2012年４月　同社 建設第三部長代行 2015年５月　同社 アセアン・南西アジア住生活・情報グループ長代行 2017年４月　同社 アジア・大洋州住生活グループ長代行 2019年３月　当社 社外取締役就任（現任） 2019年４月　伊藤忠商事株式会社 建設第二部長（現任） （重要な兼職の状況） 伊藤忠商事株式会社 建設第二部長	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	おかはしてるかず 岡橋 輝和 （1949年11月25日）	1972年４月　三井物産株式会社入社 2006年４月　同社 執行役員就任 同社 関西支社副支社長就任 2009年４月　カナダ三井物産株式会社 社長就任 2011年５月　セイコーホールディングス株式会社 顧問就任（現任） 2012年３月　株式会社インフォマート 社外取締役就任（現任） 2014年６月　山九株式会社 社外取締役就任（現任） 2016年３月　当社 社外取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） セイコーホールディングス株式会社 顧問 株式会社インフォマート 社外取締役 山九株式会社 社外取締役	－
7	ささきとしお 佐々木 敏夫 （1952年３月３日）	1974年４月　株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2004年４月　同行 常務執行役員就任 2005年３月　みずほキャピタル株式会社 専務取締役就任 2006年６月　中央不動産株式会社 代表取締役副社長就任 2007年７月　いすゞ自動車株式会社 上席執行役員就任 2010年６月　同社 取締役常務執行役員就任 2011年２月　同社 取締役専務執行役員就任 2014年４月　いすゞ自動車近畿株式会社 代表取締役会長就任 2016年４月　いすゞシステムサービス株式会社 代表取締役会長就任 2017年４月　同社 相談役就任 2018年３月　当社 社外取締役就任（現任） 2018年４月　中央不動産株式会社 顧問就任（現任） （重要な兼職の状況） 中央不動産株式会社 顧問	－

（注）１．※印は、新任取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．富田康之氏、船木修氏、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏は、社外取締役候補者であります。
４．⑴　富田康之氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の発行済株式総数の23.85%を保有する株式会社日本政策投資銀行の投資部門に所属し、日本のみならず海外も含めた成長投資分野に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
⑵　船木修氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の発行済株式総数の13.78%を保有する伊藤忠商事株式会社の建設・物流部門に所属し、日本のみならず海外も含めた不動産投資分野に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
⑶　岡橋輝和氏を社外取締役候補者とした理由は、三井物産株式会社で要職を歴任後、カナダ三井物産株式会社の社長の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。
⑷　佐々木敏夫氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社みずほ銀行で要職を歴任後、いすゞ自動車株式会社の取締役専務執行役員を含む数社の経営管理の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。
５．船木修氏、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ１年、４年、２年となります。
６．当社は、船木修氏、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、富田康之氏が選任された場合は新たに同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
７．当社は、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
８．取締役候補者の所有する当社株式数は、2019年12月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者豊島俊弘氏の所有する当社株式は、同氏の資産管理会社である合同会社ユニオン・ベイが所有する株式数を含んでおります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	いしどうひでや 石堂英也 （1952年８月17日）	1976年４月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1996年４月 同行 金融法人部次長 2001年６月 同行 市場事務部長 2004年４月 同行 外為営業第一部長 2006年４月 共立株式会社 営業開発部長 2010年４月 協和株式会社 監査役就任 2010年６月 共立株式会社 監査役就任 2015年６月 共立インシュアランス･ブローカーズ株式会社 監査役就任 2015年10月 当社 常勤社外監査役就任（現任）	10,000株
2	ますだけんいち 増田健一 （1963年１月11日）	1988年４月 最高裁判所司法研修所修了・第二東京弁護士会登録 1988年４月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所 1993年９月 ニューヨーク州弁護士登録 1997年１月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー就任（現任） 2006年11月 あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社 社外監査役就任（現任） 2007年５月 ライフネット生命保険株式会社 社外監査役就任（現任） 2011年３月 株式会社ブリヂストン 社外監査役就任 2016年３月 同社 社外取締役就任（現任） 2016年５月 当社 社外監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 株式会社ブリヂストン 社外取締役 ライフネット生命保険株式会社 社外監査役 あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社 社外監査役	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	※ おおたにつとむ 大谷 力 （1965年11月６日）	1989年４月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 2010年４月 同行 東京営業第一部次長兼第一課長 2012年４月 同行 本店営業第三部次長兼第一課長兼第三課長 2012年10月 同行 本店営業第三部次長兼第二課長 2013年５月 同行 上海支店 審議役 2013年８月 同行 上海支店 副支店長 2015年４月 同行 上海支店 支店長 2019年７月 同行 情報開発部長（現任） （重要な兼職の状況） 三井住友信託銀行株式会社 情報開発部長	－

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．石堂英也氏、増田健一氏及び大谷力氏は、社外監査役候補者であります。
４．⑴ 石堂英也氏を社外監査役候補者とした理由は、株式会社みずほ銀行を歴任後、監査役として豊富な経験を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができると判断したためであります。
⑵ 増田健一氏を社外監査役候補者とした理由は、法律事務所において弁護士としての豊富な経験を有していることに加え、法律事務所におけるパートナーとして経営管理の経験を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができると判断したためであります。
⑶ 大谷力氏を社外監査役候補者とした理由は、三井住友信託銀行株式会社に所属し、資産運用分野に深い知見を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができると判断したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
５．石堂英也氏及び増田健一氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ４年６カ月、３年11カ月となります。
６．当社は、石堂英也氏及び増田健一氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、大谷力氏が選任された場合は、新たに同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7．当社は、石堂英也氏及び増田健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、大谷力氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、新たに独立役員とする予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルメルパルク東京　５階　「瑞雲」
東京都港区芝公園二丁目５番20号
電話 03-3433-7212

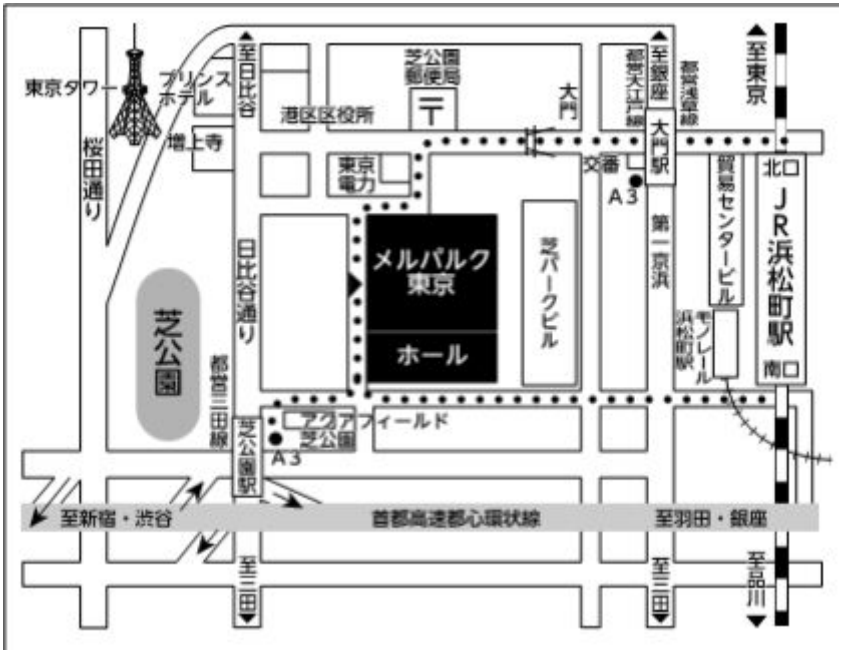

地下鉄：芝公園駅（都営三田線）Ａ３出口　徒歩２分
　　大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）Ａ３出口　徒歩４分
JR京浜東北線・山手線：浜松町駅北口又は南口　徒歩８分
モノレール：浜松町駅（北口）　徒歩８分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。